

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第212号)

平成14年7月18日

横情審答申第212号

平成14年7月18日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年10月10日福総第114号及び平成13年4月17日福総第199号
による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成10年度社会福祉法人決算書及び添付書類（神奈川県匡済会ほか139件）、平成11年度社会福祉法人決算書及び添付書類（横浜いのちの電話ほか7件）、平成11年度社会福祉法人決算書（誠幸会ほか2件）及び平成11年度社会福祉法人決算書及び添付書類（鶴門会ほか1件）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成10年度社会福祉法人決算書及び添付書類（神奈川県匡済会ほか139件）、平成11年度社会福祉法人決算書及び添付書類（横浜いのちの電話ほか7件）、平成11年度社会福祉法人決算書（誠幸会ほか2件）及び平成11年度社会福祉法人決算書及び添付書類（鶴門会ほか1件）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成10年度社会福祉法人決算書及び添付書類（神奈川県匡済会ほか139件）、平成11年度社会福祉法人決算書及び添付書類（横浜いのちの電話ほか7件）、平成11年度社会福祉法人決算書（誠幸会ほか2件）及び平成11年度社会福祉法人決算書及び添付書類（鶴門会ほか1件）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成12年9月4日及び平成13年3月21日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第3号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書取得の経緯

横浜市は、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、横浜市所管の社会福祉法人に対し監査指導を行っている。

この監査指導は、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号。平成12年法律第111号による改正前のもの。以下「法」という。）第54条（一般的監査）、第56条（助成及び監督）及び第65条（調査）などに基づくものである。

法第54条第1項においては、「指定都市・・・の長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。」とされている。また、社会福祉法人が法第56条第1項により財政的援助を受けた場合には、法第56条第2項によって事業又は会計の状況についての報告を徴するほか、予算の変更又は役員解職についての勧告をすることができ、これらの措置に従わなかったときは

補助金，貸付金等の返還を命ずることが認められている。

これらの規定により，毎年度監査指導を行う際の参考資料として，社会福祉法人に対し決算書及び添付書類の提出を求めている。これらの決算書等の文書が，今回の対象文書である。

また，平成11年度社会福祉法人決算書（誠幸会ほか2件）については，監査指導の際の参考資料としてではなく，各補助事業についての補助金の実績報告に添付されていたものである。

なお，社会福祉法人は法第42条により，毎会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後2月以内に事業報告書，財産目録，貸借対照表及び収支計算書を作成することとされている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は，平成10年度社会福祉法人神奈川県匡済会ほか139法人の決算書及び添付書類，平成11年度社会福祉法人横浜いのちの電話ほか7法人の決算書及び添付書類，平成11年度社会福祉法人誠幸会ほか2件の決算書及び平成11年度社会福祉法人鶴門会ほか1件の決算書及び添付書類で，その内容は，法人により異なるが，主なものは，貸借対照表，収支計算書，財産目録，金銭残高明細表，預金残高明細表，建物明細表，固定資産残高明細表，土地明細表，役員名簿，組織図，理事会等の開催状況，職員状況，各事業ごとの実施状況等である。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 本件申立文書には，(ア) 理事，監事，評議員に関する記録のうち，生年月日，年齢，住所，電話番号，職業及び親族関係，(イ) 職員に関する記録のうち，氏名，年齢，住所及び異動状況，(ウ) 利用者及び保護者の生活に関する情報，(エ) 法人の借入金に関する記録（相手先が個人の場合），(オ) 寄付者，ボランティア等第三者に関する記録のうち，氏名，勤務先及び所属先，(カ) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業施設負担掛金の加入者名，(キ) 土地，建物に関する記録のうち，賃借料額（相手先が個人の場合），(ク) 未払金，未収金，前払い金及び雑収入に関する記録のうち，相手先個人名，(ケ) 個人の印影が記録されている。

イ これらの情報については，次の理由により本号に該当する。

(ア) 理事等の氏名，役職，代表権の有無等の情報については，慣行により公にされている情報のため開示しているが，その生年月日，年齢，住所，電話番号，職業及び親族関係については，条例上保護すべき個人に関する情報である。

- (イ) 職員の氏名，年齢，住所及び異動状況については，特定の個人が識別できる。
 - (ウ) 利用者及び保護者の生活に関する情報については，利用者及び保護者の氏名，生年月日，生活状況等の情報を含み，特定の個人が識別できる。
 - (エ) 法人の借入金に関する記録（相手先個人）の情報は，貸主個人の氏名及び貸付金等の財産状況に関するものであり，特定の個人が識別できる。
 - (オ) 寄付者，ボランティア等第三者に関する記録のうち，氏名，勤務先及び所属先の情報は，特定の個人が識別できる。
 - (カ) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業施設負担掛金の加入者名は，特定の個人が識別できる。
 - (キ) 土地，建物に関する記録のうち，賃借料額（相手先が個人の場合）は，貸主の収入についての財産状況に関する情報であり，特定の個人の所有であることが識別できる。
 - (ク) 未払金，未収金，前払い金及び雑収入に関する記録のうち，相手先名（個人）は，特定の個人が識別できる。
 - (ケ) 印影（施設長，理事長を除く。）は，印影から特定の個人が識別できること，若しくは印影のみでは特定の個人が識別できないとしても，他の情報と照合することによって個人を識別することができる。
- (2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

本件申立文書には，ア 法人の借入金に関する記録（相手先が個人の場合），イ 法人の借入金に関する記録（相手先が金融機関の場合），ウ 寄付者，ボランティア等第三者に関する記録のうち，氏名，勤務先及び所属先，エ 民間社会福祉事業従事者年金共済事業施設負担掛金の加入者名，オ 取引金融機関名，残高証明等預貯金口座の記録，カ 出資，貸付に関する記録のうち，出資（貸付）先，出資（貸付）内容，キ 取引業者に関する記録のうち，購入業者名，業務委託先名及び協力医療機関名，ク 土地，建物に関する記録のうち，賃借料額（相手先が個人の場合），ケ 土地，建物に関する記録のうち，賃借料額（相手先が法人の場合），コ 未払金，未収金，前払い金及び雑収入に関する記録のうち，相手先名（個人），サ 未払金，未収金，前払い金及び雑収入に関する記録のうち，相手先名（法人等），シ 固定資産物品に関する記録のうち，購入業者名，購入価額，電話番号及び自動車登録番号が記載されている。

これらの情報は，取引の相手方法人名，取引金額，取引内容，固定資産の管理に関

する情報などであり，法人の経理，人事等事業活動を行う上の内部管理に属する情報であるため，公にすることにより当該法人のみならず取引の相手方である事業を営む個人及び法人の事業活動も損なわれると認められる。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が，異議申立書，意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は，次のように要約される。

- (1) 条例第7条第2項第2号及び第3号に該当としているが失当である。
- (2) 公金の適正な執行を確認するため公開請求したもので，不必要な非公開処分は市民による実施機関の違法・不当な行政執行の確認を締め出すものである。
- (3) 関係者の財産権が侵害されるおそれはなく，実施機関は条例第15条第1項の第三者の意見を聴いていない。
- (4) 条例第4条は「これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と規定しており，情報を受けた者はその旨義務があり，実施機関の主張は市民を不当に疑うものである。
- (5) 市職員による国庫補助金過大受取りや助成金の搾取事件多発の報道からその事実を確認するため助成金先文書の開示を求めている。

5 審査会の判断

(1) 社会福祉法人に対する監査指導業務について

横浜市は，法第54条（一般的監査），第56条（助成及び監督）及び第65条（調査）などに基づき，適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため，横浜市所管の社会福祉法人に対し監査指導を行っている。

法第54条第1項においては，「厚生大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長は，法令，法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは，社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し，報告を徴し，又は当該職員に，社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。」とされている。また，社会福祉法人が法第56条第1項により財政的援助を受けた場合には，法第56条第2項によって事業又は会計の状況についての報告を徴するほか，予算の変更又は役員の解職についての勧告をすることができ，これらの措置に従わなかったときは補助金，貸付金等の返還を命ずることが認められている。

横浜市は、これらの規定により、毎年度監査指導を行う際の参考資料として、社会福祉法人に対し決算書及び添付書類の提出を求めている。

なお、社会福祉法人は法第42条により、毎会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成することとされている。

(2) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、前記(1)で述べたように、横浜市が、法の規定により、社会福祉法人に対して監査指導を行う際の参考資料として、社会福祉法人に提出させた平成10年度社会福祉法人神奈川県匡済会ほか139法人の決算書及び添付書類、平成11年度社会福祉法人横浜いのちの電話ほか7法人の決算書及び添付書類、平成11年度社会福祉法人誠幸会ほか2件の決算書並びに平成11年度社会福祉法人鶴門会ほか1件の決算書及び添付書類であることが認められる。

なお、平成11年度社会福祉法人決算書（誠幸会ほか2件）については、監査指導の際の参考資料としてではなく、各補助事業についての補助金の実績報告に添付されていたものである。

イ 本件申立文書は、法人により表題や内容は異なるが、主なものは、当該年度の法人の財務状況を明らかにするために作成される貸借対照表、収支計算書、財産目録、預貯金残高証明書、金銭残高明細表、預金残高明細表、固定資産物品明細表、未払金明細表、建物明細表、土地明細表、民間社会福祉事業従事者年金共済事業施設負担掛金累計額証明書（以下「財務諸表」という。）、監査報告書及び当該年度の法人の組織や事業活動等を記録した事業報告書等で構成されていることが認められる。

ウ なお、本件申立文書は、横浜市が所管する153の社会福祉法人の一年間の事業活動の記録であり、構成している文書及び記録されている情報が多種多様となっていることから、当審査会としては、文書の内容及び非開示情報を類型分類した上で判断することとし、類型分類した非開示情報を別表1に、また、法人ごとの非開示情報を別表2に示すこととする。

エ 財務諸表について

(ア) 貸借対照表には、勘定科目ごとの金額が記録されており、一部の法人では、資産の種類、物品の名称、備考欄に施設別内訳等も記録されていることが認められる。

- (イ) 収支計算書には、勘定科目ごとの金額が記録されており、一部の法人では、資産の種類、個人の氏名、備考欄に取引法人の名称、施設別内訳等も記録されていることが認められる。
- (ウ) 財産目録には、勘定科目ごとの金額が記録されており、法人によっては、個人の氏名、金融機関名、土地建物の所在地、面積及び構造、取引法人の名称及び住所、備考欄に施設別の内訳等も記録されていることが認められる。
- (エ) 預貯金残高証明書は、金融機関による当該年度末の預貯金残高の証明書であり、当該法人の名称、住所及び代表者名、金融機関の名称、住所、電話番号及び印影、預貯金種別、口座番号、金額等が記録されていることが認められる。
- (オ) 金銭残高明細表には、金種別の金額、区分、摘要欄が記録されている。
- (カ) 預金残高明細表には、預金種別ごとの金額が記録されており、一部の法人では、金融機関名も記録されていることが認められる。
- (キ) 固定資産物品明細表は、品目別に前年度末の数量及び金額、年間増減の数量及び金額、当該年度末の数量及び金額、一部の法人では、購入年月日、購入先の法人の名称、電話番号、自動車の車名及び登録番号等も記録されていることが認められる。
また、品目別の金額のみを記録している法人も見受けられる。
- (ク) 未払金明細表には、未払金の相手先個人の氏名、法人の名称、金額、摘要欄に事由等が記録されていることが認められる。
- (ケ) 建物明細表には、建物の所在地、構造、床面積、金額等が記録されていることが認められる。
- (コ) 土地明細表には、所在地、面積、金額等が記録されていることが認められる。
- (サ) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業施設負担掛金累計額証明書には、加入者（施設職員）の番号、氏名、金額、年金共済事業の主体である法人の名称、代表者名、印影等が記録されていることが認められる。
- (シ) その他、以上の文書を補完説明するための内訳表等付属資料を添付している法人も見受けられ、これら財務諸表には、当該法人職員等個人の印影が随所に記録されていることが認められる。

オ 監査報告書について

監査報告書は、当該年度の業務執行や財産の状況を法人の監事が監査した結果を

報告したものであり，日付，報告の内容，監事の署名及び印影が記録されていることが認められる。

カ 事業報告書等について

(ア) 本件の対象となっている社会福祉法人は，特別養護老人ホーム，身体障害者療護施設，知的障害者更生施設，知的障害者授産施設，保育園等の経営及び老人デイサービス事業，老人居宅介護事業等の各種社会福祉事業を行っており，その事業報告書等は法人によって様々な内容となっている。

(イ) 事業報告書等に記録されている情報の主なものは，a 法人の名称，所在地，沿革，職員の状況，施設規模，研修実績，運営方針等法人の組織に関する情報，b 利用者の年齢，居住区等の統計情報，c 利用者の処遇，健康管理，クラブ活動，食事，入浴等の利用状況に関する情報，d 利用者の疾病，家庭状況，就学状況，入退所前後の状況等利用者の生活や家庭環境に関する情報，e 法人職員による生活指導記録や対応報告等の情報が文章等でまとめられていることが認められる。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号は，「個人に関する情報・・・であって，特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は，本件申立文書に記録されている(ア) 理事，監事，評議員に関する記録のうち，生年月日，年齢，住所，電話番号，職業及び親族関係，(イ) 職員に関する記録のうち，氏名，年齢，住所及び異動状況，(ウ) 利用者及び保護者の生活に関する情報，(エ) 法人の借入金に関する記録のうち相手先個人の氏名及び金額，(オ) 寄付者，ボランティア等第三者に関する記録のうち，個人の氏名，勤務先及び所属先，(カ) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業施設負担掛金の加入者名，(キ) 土地，建物に関する記録のうち，相手先個人の氏名及び賃借料額，(ク) 未払金，未収金，前払い金及び雑収入に関する記録のうち，相手先個人の氏名，(ケ) 個人の印影が本号に該当するとしているので，次にその妥当性について検討する。

ウ 財務諸表について

財務諸表に記録されている，(ア) 法人職員の氏名，(イ) 法人の借入金に関する

記録のうち、個人の氏名、(ウ) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業施設負担掛金の加入者の氏名、(イ) 土地、建物に関する記録のうち、個人の氏名、(オ) 未払金、未収金、前払い金、雑収入等に関する記録のうち、個人の氏名、(カ) 個人の印影等の情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから本号本文に該当する。

また、(キ) 法人の借入金に関する記録のうち相手先が個人の場合の金額、(ク) 土地、建物に関する記録のうち、相手先が個人の場合の賃借料額は、個人の収入等個人の財産に関する情報であるから、本号本文に該当する。

エ 事業報告書等について

事業報告書等に記録されている(ア) 理事、監事、評議員に関する記録のうち、生年月日、年齢、住所、電話番号、職業、親族関係等、(イ) 法人職員に関する記録のうち、氏名、年齢、住所、異動状況等、(ウ) 寄付者、ボランティア等第三者に関する記録のうち、氏名、勤務先、所属先等、(エ) 利用者及び保護者の氏名、生年月日等の情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから本号本文に該当する。

また、事業報告書等に記録されている(オ) 利用者の疾病、家庭状況、就学状況、入退所前後の状況等利用者の生活や家庭環境に関する情報、(カ) 法人職員による生活指導記録や対応報告等のうち個人の人格や心理等に関する情報は、施設に入所し、又は通所している一定の利用者の生活、習慣、処遇等が明らかとなる情報であり、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別される可能性があり、また、特定の個人が識別されないとしても、施設利用者やその家族の日常の生活環境等を保護する観点から、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、非開示とすべきものであるから、本号本文に該当する。

オ なお、前記ウ及びエで述べた本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書アからウのいずれにも該当しないものである。

(4) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号は、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている(ア) 法人の借入金に関する記録の

うち相手先個人の氏名及び金額，(イ) 法人の借入金に関する記録のうち相手先金融機関名及び金額，(ウ) 寄付者，ボランティア等第三者に関する記録のうち，氏名，勤務先及び所属先，(エ) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業施設負担掛金の加入者名，(オ) 取引金融機関名，残高証明等預貯金口座の記録，(カ) 出資，貸付に関する記録のうち，出資（貸付）先，出資（貸付）内容，(キ) 取引業者に関する記録のうち，購入業者名，業務委託先名及び協力医療機関名，(ク) 土地，建物に関する記録のうち，相手先個人の氏名及び賃借料額，(ケ) 土地，建物に関する記録のうち，相手先法人名及び賃借料額等，(コ) 未払金，未収金，前払い金及び雑収入に関する記録のうち，相手先個人の氏名，(サ) 未払金，未収金，前払い金及び雑収入に関する記録のうち，相手先法人名，(シ) 固定資産物品に関する記録のうち，購入業者名，購入価額，電話番号及び自動車登録番号が本号に該当するとしているので，次にその妥当性について検討する。

ウ 本号アが開示しないことができるとしている「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは，(ア) 生産技術，営業，販売上のノウハウに関する情報であって，公にすることにより，当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの，(イ) 経営方針，経理，人事等事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって，公にすることにより，当該法人の事業活動が損なわれると認められるもの，(ウ) その他公にすることにより，法人等又は事業を営む個人の名誉，社会的評価，社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいうと解される。

エ 本件申立文書の(ア) 借入金に関する記録のうち，相手先金融機関名，金額等，(イ) 取引金融機関名，残高証明等預金口座の記録，(ウ) 出資，貸付に関する記録のうち，出資（貸付）先及び出資（貸付）内容，(エ) 取引業者に関する記録のうち，購入業者名，業務委託先名，協力医療機関名等，(オ) 土地，建物に関する記録のうち，相手先法人名，賃借料額等，(カ) 未払金，未収金，前払い金，雑収入等に関する記録のうち，相手先法人名，住所等，(キ) 固定資産物品に関する記録のうち，購入業者名及び購入価額の情報は，当該法人が事業活動を行うに当たって不可欠な金銭取引，物品等の調達，施設管理上必要な業務委託等当該法人の取引情報であるとともに，相手先法人等にとっても顧客又は受託先法人名等が明らかとなる取引情報である。したがって，これらの情報は，当該法人の経営方針，経理等事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって，公にすることにより，当該法

人の事業活動が損なわれると認められるものであるから、本号に該当する。

オ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、当該法人の所有する電話の番号を本号に該当するとして非開示にしているが、本件申立文書で非開示としている電話番号は、当該法人が法人名、所在地等とともに公表している電話番号とは別に、当該法人が経営方針等により、例えば、グループホーム等の関係者のみが使用するなど、内部使用を目的として設置した電話番号であると考えられ、法人が公表することを予定していない情報であるから、法人が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれると認められるものであるから、本号に該当する。

カ 本件申立文書の固定資産物品に関する記録のうちの、自動車登録番号については、法人の自由な活動やその安全上の観点から、登録番号を公にすると、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるから、本号に該当する。

キ 実施機関が、本号に該当するとしている情報のうち、(ア) 法人の借入金に関する記録のうち相手先個人の氏名及び金額、(イ) 寄付者、ボランティア等第三者に関する記録のうち、氏名、勤務先及び所属先、(ウ) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業施設負担掛金の加入者名、(エ) 土地、建物に関する記録のうち、相手先個人の氏名及び賃借料額、(オ) 未払金、未収金、前払い金及び雑収入に関する記録のうち、相手先個人の氏名等の情報は、前記(3)で述べたように条例第7条第2項第2号に該当し、非開示とすることができるものであるから、本号について判断するまでもない。

ク なお、申立人は、実施機関が本件処分を行うに際し、対象文書に情報が記録されている第三者に対して意見照会を行っていないことは、条例第15条の規定に反していると主張しているが、条例の規定は、対象文書に記録されている第三者に関する情報を開示しようとする場合の規定であって、非開示とする場合は適用とならないものであるから、このような主張には理由がない。

ケ また、申立人は、条例第4条を根拠に非開示が不当であると主張しているが、条例第4条は、利用者の一般的な責務を定めたものであって、当該規定をもって、条例第7条各号の規定に該当する情報を開示する根拠とならないのは明らかであり、このような主張には理由がない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第3号に

該当するとして一部を非開示とした決定は、妥当である。

別表 1：条例第7条第2項第2号及び第3号に該当し、開示しないことが妥当と判断した情報

該当条項	番号	非 開 示 情 報
第7条第2 項第2号		理事，監事，評議員に関する記録のうち，生年月日，年齢，住所，電話番号，職業，親族関係等
		法人職員に関する記録のうち，氏名，年齢，住所，異動状況等
		利用者及び保護者の氏名，生年月日等
		利用者の疾病，家庭状況，就学状況，入退所前後の状況等利用者の生活や家庭環境に関する情報
		法人職員による生活指導記録や対応報告等うち，個人の人格や心理等に関する情報
		法人の借入金に関する記録のうち，相手先個人の氏名，金額等
		寄付者，ボランティア等第三者に関する記録のうち，氏名，勤務先，所属先等
		民間社会福祉従事者年金共済事業施設負担掛金の加入者の氏名
		土地，建物に関する記録のうち，相手先個人の氏名，賃借料額
		未払金，未収金，前払い金，雑収入等に関する記録のうち，個人の氏名
		個人の印影
第7条第2 項第3号		法人の借入金に関する記録のうち，相手先金融機関名，金額等
		取引金融機関名，残高証明等預金口座の記録
		出資，貸付に関する記録のうち，出資（貸付）先及び出資（貸付）内容
		取引業者に関する記録のうち，購入業者名，業務委託先名，協力医療機関名等
		土地，建物に関する記録のうち，相手先法人名，賃借料額等
		未払金，未収金，前払い金，雑収入等に関する記録のうち，相手先法人名，住所等
		固定資産物品に関する記録のうち，購入業者名，購入価額，電話番号，自動車登録番号等

別表2：開示しないことが妥当と判断した法人別の情報

平成10年度決算書及び添付資料（数字は、別表1の非開示情報の番号）

番号	法人名	非開示情報	
		第7条第2項第2号	第7条第2項第3号
1	神奈川県匡済会		
2	横浜市社会事業協会		
3	横浜愛隣会		
4	横浜いのちの電話		
5	鶴見乳幼児福祉センター		
6	東漸保育園		
7	花園会		
8	浦島保育園		
9	白百合会		
10	徳風会		
11	神奈川労働福祉協会		
12	あおぞら		
13	日本水上学園		
14	マルタ会		
15	白峰会		
16	乳児保護会		
17	久良岐母子福祉会		
18	明德乳児保育園		
19	芳浄会		
20	幼年保護会		
21	親正会		
22	神奈川厚生福祉会		
23	西谷梅の木福祉会		
24	旭児童ホーム		
25	マハ・マヤ会		
26	土と愛子供の家保育所		
27	誠恵会		
28	清正会		
29	ちとせ会		
30	横浜婦人クラブ愛児園		
31	金剛保育園		
32	しののめ会		
33	仁成会		
34	新治保育園		
35	和徳会		
36	久遠園		
37	山百合会		
38	緑風福祉会		
39	小桜愛児園		
40	しらとり台保育園		

4 1	シャローム会		
4 2	博愛福祉会		
4 3	中川福祉会		
4 4	共に生きる会		
4 5	清賢会		
4 6	レインボー保育園		
4 7	七葉会		
4 8	松緑会		
4 9	あらぐさ会		
5 0	横浜博萌会		
5 1	柳下福祉会		
5 2	くるみ保育園		
5 3	真正会		
5 4	和泉福祉会		
5 5	御霊神社保育園		
5 6	龍吟会		
5 7	白梅福祉会		
5 8	のびのび愛児会		
5 9	愛育会		
6 0	若竹会		
6 1	横浜訓盲院		
6 2	白根会		
6 3	恵和学園		
6 4	くるみ会		
6 5	偕恵園		
6 6	同愛会		
6 7	鶴門会		
6 8	横浜光センター		
6 9	青い鳥		
7 0	希望更正会		
7 1	訪問の家		
7 2	十愛療育会		
7 3	聖坂学園		
7 4	和枝福祉会		
7 5	横浜やまびこの里		
7 6	開く会		
7 7	朝日の里		
7 8	であいの会		
7 9	横浜共生会		
8 0	光風会		
8 1	試行会		
8 2	杜の会		
8 3	親善福祉協会		
8 4	ハマノ愛生会		

8 5	同塵会		
8 6	祥泉福祉会		
8 7	旭風会		
8 8	みどり福祉会		
8 9	漆原清和会		
9 0	聖ヒルダ会		
9 1	清光会		
9 2	栄光会		
9 3	緑峰会		
9 4	横浜鶴声会		
9 5	横浜長寿会		
9 6	秀峰会		
9 7	朋友会		
9 8	創生会		
9 9	自修会		
1 0 0	朋光会		
1 0 1	ひまわり福祉会		
1 0 2	公正会		
1 0 3	磯子コスモス福祉会		
1 0 4	若竹大寿会		
1 0 5	緑成会		
1 0 6	倅和会		
1 0 7	湘南遊愛会		
1 0 8	ふじ寿か会		
1 0 9	なでしこ会		
1 1 0	幸済会		
1 1 1	横浜大陽会		
1 1 2	雄飛会		
1 1 3	中川徳生会		
1 1 4	昴		
1 1 5	育成会		
1 1 6	朋友会		
1 1 7	藤嶺会		
1 1 8	誠幸会		
1 1 9	横浜白光会		
1 2 0	アドベンチスト福祉会		
1 2 1	大富福祉会		
1 2 2	みどりの風		
1 2 3	鶴見区社会福祉協議会		
1 2 4	神奈川区社会福祉協議会		
1 2 5	西区社会福祉協議会		
1 2 6	中区社会福祉協議会		
1 2 7	南区社会福祉協議会		
1 2 8	港南区社会福祉協議会		

1 2 9	保土ヶ谷区社会福祉協議会		
1 3 0	旭区社会福祉協議会		
1 3 1	磯子区社会福祉協議会		
1 3 2	金沢区社会福祉協議会		
1 3 3	港北区社会福祉協議会		
1 3 4	緑区社会福祉協議会		
1 3 5	青葉区社会福祉協議会		
1 3 6	都筑区社会福祉協議会		
1 3 7	戸塚区社会福祉協議会		
1 3 8	栄区社会福祉協議会		
1 3 9	泉区社会福祉協議会		
1 4 0	瀬谷区社会福祉協議会		

平成11年度決算書及び添付資料

1 4 1	横浜いのちの電話		
1 4 2	鶴見乳幼児福祉センター		
1 4 3	花園会		
1 4 4	博愛福祉会		
1 4 5	旭風会		
1 4 6	聖ヒルダ会		
1 4 7	栄光会		
1 4 8	朋友会		
1 4 9	鶴門会		
1 5 0	横浜光センター		

平成11年度決算書

1 5 1	誠幸会		
1 5 2	朋友会		
1 5 3	みどり共生会		

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年10月10日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 (諮問第272号)
平成12年10月27日 (第234回審査会)	・諮問の説明及び部会で審議する旨決定(諮問第272号)
平成12年11月17日 (第1回審査会部会)	・審議
平成12年12月13日 (第2回審査会部会)	・審議
平成13年1月4日	・異議申立人から意見書を受理(諮問第272号)
平成13年3月16日 (第3回審査会部会)	・審議
平成13年4月17日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 (諮問第293号)
平成13年4月27日 (第244回審査会)	・諮問の説明及び部会で審議する旨決定(諮問第293号)
平成13年5月18日 (第5回審査会部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成13年7月6日 (第6回審査会部会)	・審議
平成14年2月1日 (第15回審査会部会)	・審議
平成14年3月1日 (第16回審査会部会)	・審議
平成14年4月19日 (第18回審査会部会)	・審議
平成14年5月17日 (第19回審査会部会)	・審議
平成14年6月21日 (第20回審査会部会)	・審議